

令和4年2月18日
在マイアミ日本国総領事館

3月以降の水際措置の見直しについて

岸田総理は、記者会見において、3月1日以降の水際措置の見直しについて、以下のとおり発表しました。外国人の新規入国の際の具体的な手続、緩和対象となるワクチンの種類等の措置の詳細は、追って公表予定です。

1 入国者の待機期間等

(1) 日本入国後7日間の自宅待機を原則としつつ、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を不要とする。

(2) オミクロン株の指定国・地域からの入国者について、施設待機期間を3日とする。

(3) ワクチン3回目追加接種済み者については、以下の扱いとする。

ア オミクロン株指定国・地域からの入国者：3日の施設待機に代えて、3日の自宅待機とする。

イ 上記以外の国・地域からの入国者：自宅待機を免除する。

(4) 自宅待機のための自宅等までの移動（検査後24時間以内）につき、公共交通機関の使用を可能とする。

2 外国人の新規入国

外国人新規入国について、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める。

3 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日3,500人目処を、3月1日から1日5,000人目処に引き上げる。